

# やまなしGAP認証制度実施要領

## 第1条 目的

この要領は、「やまなしGAP認証制度実施要綱」に基づき、認証制度の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 認証品目

本認証制度では、別記1に掲げる品目を認証対象農産物とし、別記1の認証区分（果樹、野菜、水稻、茶、麦、その他作物（食用））毎に認証を行う。

## 第3条 認証申請者の要件

実施要綱第14条の規定により認証を取り消され、その取消から1年を経過しない生産者、団体及び農業教育機関（以下、「生産者等」という。）は、第6条の認証申請を行えないものとする。

## 第4条 認証申請及び認証通知、認証取消等

認証の申請をしようとする生産者等は、やまなしGAP認証（更新）申請書（第1号様式）及び必要書類を添付し、個別生産者は在住地のある所轄の農務事務所へ、また、団体及び農業教育機関の場合は申請団体及び農業教育機関の事務所等が所在する所轄の農務事務所に提出する。農務事務所は必要書類が整った場合は申請を受理し、農政部農業技術課に提出する。

- 2 知事は、認証審査会での審議を経て認証する際には、認証通知書（第2号様式）により申請のあった生産者等に通知する。
- 3 知事は、認証取得者の取組が認証基準等に適合していないこと等、不適切な事実が確認され、かつ改善措置に従わない場合は、認証取消通知書（第3号様式）により認証を取り消す旨、通知する。
- 4 第1項の規定は、認証の更新申請の場合に準用する。

## 第5条 認証情報の提供

認証取得者は、認証を受けた品目に係る次の情報を提供できるよう努める。

- (1)認証登録番号
  - (2)認証年月日
  - (3)品目名
  - (4)生産者名及び住所
  - (5)生産栽培状況
  - (6)その他必要な事項
- 2 前項の公開は、ホームページ等により行うことが望ましい。

## 第6条 認証取得者の内部監査状況の報告

実施要綱第13条の3項の規定により、認証基準の適合状況を確認する内部監査は、認証取得品目の出荷を終了した日から3ヶ月以内に実施し、内部監査状況報告書（第4号様式）により、所轄の農務事務所あて提出する。

## 第7条 認証登録内容の変更

認証取得者は、認証内容に変更が生じた場合には、認証内容変更届け（第5号様式）により、遅滞なく所轄の農務事務所あて提出する。

## 第8条 認証マークの表示

認証取得者は、別記2に定める「やまなしGAP認証マーク使用基準」に基づき、認証を受けていることを明示することができる。

## 第9条 申請書類の保存

知事は、認証に際し申請案件毎に、次に掲げる事項を記載した一覧表を作成するとともに、申請書類を保存するものとする。

- (1)認証申請の受付年月日
- (2)認証申請品目
- (3)生産者等の名称、住所
- (4)現地審査年月日
- (5)認証審査会の開催日及び判定に従事した者の氏名

2 知事は、前項に規定する書類について、県の規定に従い5年間、保存する。

## 第10条 秘密保持義務等

書類審査や現地検査等に従事した者は、認証の業務に関して知り得た秘密を、関係者以外に漏らし、又は自己の利益のためにこれを使用してはならない。

## 第11条 認証取得者の情報の公表

知事は、認証取得者の次に掲げる事項を一般に公表する。

- (1)認証登録番号
- (2)認証年月日
- (3)認証品目名
- (4)認証取得者の名称及び住所、問い合わせ先及び連絡先
- (5)ほ場等面積
- (6)出荷予定数量
- (7)出荷予定期間

2 知事は、実施要綱第14条の規定により、認証取得者の認証を取消した場合は、次に掲げる事項を一般に公表する。

- (1)認証を取消した年月日
- (2)認証取消品目名
- (3)取消をした認証取得者の名称及び住所
- (4)取消理由

3 第1項及び第2項の規定による公表は、県ホームページ等により行う。

## 第12条 苦情等への対応

知事及び認証取得者は、本制度により認証を受け出荷した品目に対する苦情や問い合わせ及び事故（以下、「苦情等」という。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備する。

2 苦情等への対応は、次に定める責務に応じ適切に対処することとする。

- (1)知事は、寄せられた苦情等について、責任をもって原因究明を行い、適切に対応する。

また、生産者等に対応した苦情等についても対処した内容を把握し、適切な対処方法について指導を行う。

- (2)認証取得者は出荷した農産物に関する苦情等について責務を負う。なお、事故が発生した場合は、出荷した品目の回収等を最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処す

るとともに原因を究明し再発を防止する。

### **第13条 推進体制**

GAP推進委員会、同認証審査会の開催や認証に関する総合調整については、農政部農業技術課が行う。なお、生産者等への指導等については、各農務事務所が、関係機関・団体と連携を図りながら行う。

### **第14条 その他**

その他、認証制度の実施に関する必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この要領は、平成29年7月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成29年12月1日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成29年12月1日に一部改正する。

#### **附 則**

この要領は、平成30年3月23日に一部改正する。

#### **附 則**

この要領は、平成30年11月14日に一部改正する。

#### **附 則**

この要領は、令和元年7月26日に一部改正する。

#### **附 則**

この要領は、令和2年2月28日に一部改正する。